

# 濃飛の諸藩・藩主関係 資料の実態調査

西村 寛良

## 一、はじめに

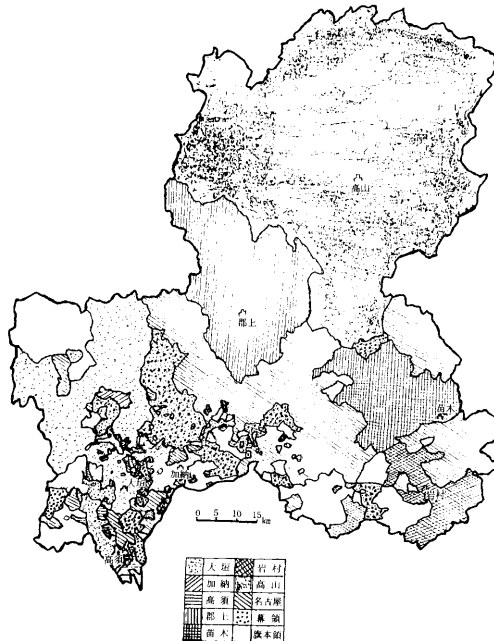
江戸時代の濃飛の特色といえば、濃飛が小領主によって分轄統治されていることを、まっ先に挙げることができる。それは領主の数が時期によって多少の増減があるにしても、一〇余りの大名領と七〇ほどの旗本領、それに幕府直轄領、寺社領がある。また各々の領主の支配地が、地域ごとに凡その固まりを認められるものの、微細にみていくと、図一の通り極めて複雑に入り組んでいる。中には、一村が二〜五の領主に分轄される、相給地になっている村もしばしばみうけられる。

さらに領主を諸大名に限ってみても、江戸初期から明治維新ま

表1 美濃飛驒の大名

藩	領主	石高	在任期間
①加納藩	奥平3代	万石	慶長6～寛永9
	大久保1代	10.0	寛永9～寛永16
	戸田3代	7.0	寛永16～正徳元
	安藤3代 永井6代	6.5 3.2	正徳元～宝暦6 宝暦6～明治2
②大垣藩	石川3代	5.0	慶長6～元和2
	松平2代	5.0	元和2～寛永元
	岡部2代	5.0	寛永元～寛永10
	松平1代 戸田11代	6.0 10.0	寛永10～寛永12 寛永12～明治2
③新田垣藩	戸田10代	1.3	慶安4～明治2
④郡上藩	遠藤5代	3.0	慶長5～元禄5
	井上2代	5.0	元禄5～元禄10
	金森2代 青山7代	3.9 4.8	元禄10～宝暦8 宝暦8～明治2
⑤高須藩	徳永2代	5.06	慶長5～寛永5
	小笠原1代	2.28	寛永17～元禄4
	松平13代	3.0	元禄13～明治2
⑥高富藩	本庄10代	1.0	宝永2～明治2
⑦石村藩	松平2代	2.0	慶長6～寛永15
	丹羽5代	2.0	寛永15～元禄15
	松平7代	3.0	元禄15～明治2
⑧苗木藩	遠山12代	1.05	慶長5～明治2
⑨高山藩	金森6代	3.8	慶長5～元禄5
⑩平藩	安藤7代	6.8	享和3～明治2
⑪岡田藩	伊藤10代	1.0	元和元～明治2
⑫尾張藩	徳川16代	61.1	慶長12～明治2
⑬今尾藩	竹腰10代	3.0	慶長12～明治2
⑭	石河10代	1.0	慶長17～明治2

図1 濃飛の諸大名の分布  
正保2年(1645)郷帳による



で続けて濃飛国内を治めていたのは、表一の通り苗木藩遠山氏だけで、他の藩は何かの大名が転封・入部をして引き続き治めたのである。

このような濃飛の特色は、濃飛の江戸時代の研究の上でも大き

註1 慶長・元和期の美濃国内を治めた16家については、ここでは含めない。  
2 ⑩～⑫は国外藩である。  
3 ⑬～⑭は尾張藩の附家老である。

く影響している。藩主が断絶あるいは転封にあえば、それまで作成してきた藩政資料は散逸しがちであり、藩主関係資料も散逸あるいは新任地へ運ばれるのが普通である。明治維新まで美濃を治めていた諸大名であっても、資料の散逸が著しく、ほとんどの藩政資料は皆無といつてよい。比較的保存がよいのは、苗木藩及び大垣藩ぐらいである。

昭和二三年頃から盛んになった庶民史料の採集と調査・研究は、岐阜県史や市町村史に盛り込まれ、藩政の解明に飛躍的な成果をもたらしたといえる。今後の方向として新たな視点に立って既存の資料を再検討する必要があると同時に、新資料の採集に努力する必要がある。

そこで本年度「濃飛の諸藩・藩主関係資料の実態調査」として、新資料の発見は言うまでもなく、すでに知られている資料の調査を試みようとして企図した。すなわち約三〇家へのぼる藩主の子孫の消息を訪ね、また菩提寺・関係機関にあたり、藩政関係資料や藩主所用の武具・生活調度品・衣装・古文書・記録などを調査しようとした。

以下調査結果の一部を報告する。

## 二、大垣藩 戸田氏関係

○戸田氏の子孫は東京都在住の戸田氏直氏である。

(ア) 大垣市 円通寺所蔵

① 絹本着色 戸田一西画像

二〇三×五八、七  
センチメートル 一幅 図版1

○一西は徳川家康・秀忠父子に仕え、慶長八年(一六〇三)七月二五日六

二才で歿した。

○画像は僧の姿で、「正眼院殿法蒼道心大居士」の銘がある。

② 絹本着色 戸田氏西画像

二〇六×四八  
センチメートル 一幅 図版2

○氏西は第三代大垣藩主。寛文二年(一六七二)七月一九日封を継ぎ貞享元年(一六八四)六月七日五八才で歿した。

○②④の画像を納める箱に次のような銘がある。

此御影三幅対内左御鷹体相者、従公方様禄十方石致拝領、則領知自由之事公御恩為存出頭絵相也

右相者、啄木威御具足栗毛御馬名紅葉、武士者公立御用処頭絵相也

亦中尊御束帯者、諸大夫御時戸田家者終任四品依茲御装束四品絵相也、然処天和三年十一月任四品、飯雖凶無相御在世、謹而證丹誠伝聞、此三幅一对肥後守氏西公御在世四十余歳時、法眼永真被仰付之旨、其後隔十四五年貞享元<sup>甲</sup>子年六月七日五十八歳而卒、此三幅御逝去翌年九月七日

令寄附于円通寺、倚御影三幅共受氏定君之敕命、氏西公之御戒名并御官位御名乗書印者也

于時貞享三<sup>丙</sup>寅年二月七日 円通寺八世諦蓮社浄阿聴管保山代  
文化十一<sup>甲</sup>戊六月日御表具被仰付出来之

十九世松阿塚管代

○画像は鷹狩りの姿で、法眼永真筆。「従四位下行藤原姓高称院殿前四品肥後太守清誓江白大居士、戸田肥後守氏西」の銘がある。

③ 絹本着色 戸田氏西画像

二〇六×四八  
センチメートル 一幅 図版3

○画像は正装の姿で、銘は②と同じである。

④ 絹本着色 戸田氏西画像

二〇六×四八  
センチメートル 一幅 図版4

○画像は武者の姿で銘は②と同じである。

⑤ 絹本着色 戸田氏定画像

一八一×四八  
センチメートル 一幅 図版5

○氏定は第四代大垣藩主。貞享元年(一六八四)八月四日封を継ぎ、享保

八年(一七二三)四月二三日致仕し、同一八年七月二三日七七才で歿した。

○画像は正装の姿で、「法證靈台院殿從四位下行采女正藤原朝臣氏定」の銘がある。

○画像を納める箱に次の銘がある。

御衣冠皆具、冠掛緒紙捻 袍黒諡無輪唐草 奴袴縹 末広煮骨 內衣  
白 野太刀銀装 明治八<sub>己亥</sub>年七月 拜写武光逸六 表装加藤惣大夫

⑥絹本着色戸田氏長画像 一八三×四〇  
センチメートル 一幅 図版6

○氏長は第五代大垣藩主。享保八年(一七二三)四月二三日封を継ぎ、同二〇年八月一〇日四九才で歿した。

○画像は正装の姿で、「法證亨沢院殿從四位下行伊勢守藤原朝臣氏長」の銘がある。裏面には、「此一幅御小形故御代々様御一列ニ奉掲之節、不射哉ニ付、御本装ヲ其儘ニテ奉修補候也、明治十七<sub>甲</sub>四月日、永田次郎左衛門正方・増田耕曹補親」の銘がある。

⑦絹本着色戸田氏教画像 一八一×五九  
センチメートル 一幅 図版7

○氏教は第七代大垣藩主。明和五年(一七六八)六月一三日封を継ぎ、文化三年(一八〇六)四月二五日五三才で歿した。

○画像は正装の姿で、「寿徳院殿執政從四位下行侍從岡菅山大居士」の銘がある。

○⑦と⑧の画像を納める箱に次の銘がある。

寿徳公違三〇年久遺影未作今、君孝思不指本多飯山侯・遠藤三上侯分封  
淡州侯皆公之賢徹、彼此謀詢命東都画工高島千春図之數十換粉本而成、  
泰嶽公遺影和田探意所図探意者、大村侯画工公在時数以画、及甚陪侍以  
其熟知尊顔也、今君有此命、右二幅裱装已成寄附大垣円通寺使其香火不

絶永祈冥福、弘化三年<sub>丙午</sub>三月

⑧紙本着色戸田氏庸画像 一八三×五四  
センチメートル 一幅 図版8

○氏庸は第八代大垣藩主。文化三年六月一日封を継ぎ、天保二年(一八四一)三月一九日五九才で歿した。

○画像は正装の姿で、「泰嶽院殿從四位下行侍從靈譽瑞雲大居士」の銘がある。

⑨絹本着色戸田氏正画像 一八三×四八  
センチメートル 一幅 図版9

○氏正は第九代大垣藩主。天保一二年五月七日封を継ぎ、安政三年(一八五六)一〇月致仕し、明治九年六月二八日六四才で歿した。

○画像は正装の姿で、「法證善徳院殿從四位下左門藤原朝臣氏正」の銘がある。

○画像を納める箱に「善徳公尊影一幅、画工岡田清三郎」の銘がある。

⑩絹本着色戸田氏彬画像 一八七×五二  
センチメートル 一幅 図版10

○氏彬は第一〇代大垣藩主。安政三年一〇月二五日封を継ぎ、慶応元年(一八六五)七月二九日三五才で歿した。

○画像は正装の姿で、「大頭院殿從四位下行侍從仁誉義勇大居士」の銘がある。

○画像を納める箱に次のような銘がある。

大頭公肖像江都画工岡野雪窓所写也、公之指館舎也、今公命画工数名写  
其遺影皆不能貌鳥独雪窓善肖也、及留之裱装已成、納大垣円通寺使永奉  
香火、而命臣煥記其歲月煥侍講、先公日久今拜觀其尊影神彩突々如在  
潜、然者久之遂題、時慶応二年<sub>丙寅</sub>初秋也、臣野邨郷謹識

⑪漆塗り高膳碗 一揃

⑫漆塗り文箱 一

⑬手拭懸 一

⑭手鏡 一

⑮衣装 四

⑯戸田氏庸筆 紙本龍図 一九六×六五 センチメートル 一對 図版11

(イ) 大垣市 大垣城所蔵

①団扇 一 図版12

○徳川家康より拝領の品と伝える。面は桧薄板で、両面に桜枝花の絵が着色されている。柄は竹材である。

②馬具 一式 図版13

○戸田氏正使用の馬具と伝える。鎧に「鍛冶州敷美濃中嶋住左兵衛鍛之、政賢（花押）、内田市左衛門作之」の銘がある。

③漆塗り硯蓋 一

④漆塗り重ね弁当箱 一

⑤漆塗り乱箱 一

⑥漆塗り盥 一

(ウ) 大垣市 常葉神社所蔵

①茶糸威胴丸 一領

○戸田氏鉄所用と伝える。

②旗指物 一

○藩祖戸田氏鉄の祖父氏光が、徳川家康の父広忠から、軍功により「かちん」色の絹に金文字「あらは」を縫った指物を与えられた。

### 三 加納藩Ⅱ奥平氏・安藤氏関係

(ア) 岐阜市 光国寺所蔵

①絹本着色亀姫画像 一九〇×七七 センチメートル 一幅 図版14

○亀姫は加納城主奥平信昌の妻で、寛永二年（一六二五）五月二十七日六六

才で歿した。

○画像の裏に「朝鮮国絵師法雨露」の銘がある。

(イ) 岐阜市 盛徳寺所蔵

①絹本着色奥平信昌画像 一八九×七八・五 センチメートル 一幅

○信昌は、慶長六年（一六〇二）三月初代加納藩主となり、同七年致仕し、元和元年（一六一五）三月一日六才で歿した。

○画像は正装の姿で、裏面に「久昌院殿前作州大守泰雲安公大居士御影」と、「寛政八龍次丙辰春二月表具修補、施主奥平大膳太夫昌高濃州加納

香林山盛徳禅寺」の銘がある。

②絹本着色亀姫画像 一八〇×六三・五 センチメートル 一幅

(ウ) 東京都安藤信和氏所蔵

○安藤信和氏は加納藩主安藤氏の子孫であり、磐城平藩主安藤氏の子孫である。

①加納御家騒動覚書 一冊 史料1

○安藤氏二代藩主信尹が享保一七年（一七三二）家督を継いでから、家中の綱紀が乱れ、領内の農民も強訴に及ぶことがしばしば起きた。そこで宝暦三年（一七五三）五月一日江戸詰の家老坂田齋宮らが事態の收拾をはかるため、藩主親族安藤広猛・定英と内密に協議のうえ、信尹不行跡につき公儀より内意があったといつわり、藩主信尹を一室に押し込め、反対派を減知謹慎処分にした。処分を受けた三原田清左衛門は、このことを翌四年一月幕府大目付に訴え出、翌五年二月事件の詮議が終わり処分が申し渡された。その処分は家臣の大量処分は言うまでもなく、この家中騒動をきっかけにして、安藤氏は減封され、加納から陸奥国磐城平へ所替えになった。

○この事件は、単に家中騒動として、藩庁の主導権争いというにとどまら

ず、享保〜宝暦期の藩の農民政策や、領内で目立ち始めた地主の成長などの面から、再検討を加える必要があろう。

○「加納御家騒動覚書」は、橋本・関屋・菊地・伊東の四人の起請文や口上覚、それに「日記書抜」を集録している。橋本ら四人は、取次役などを勤め藩主信尹の側近くにあった者で、この覚書は彼らの記録であるといえる。

②「御家中筋目書并御構もの」 一冊

○安藤氏初代から、家臣の筋目や御構になった者を、宝暦二年（一七五二）まで書き留めたものである。

③「安藤家年中行事」 一冊

○藩主・家臣の年中行事を詳細に書き留めたもの。その他に召し出される順序や衣服の制、外出の御供行列の仕来りなど詳細に書き留めてある。

四、その他の藩関係

(ア) 高富藩 〓 本庄氏関係

○ 東京都 本庄英輔氏（藩主本庄氏の子孫である）所蔵

① 将軍家茂領知朱印状 一通 図版15

○ 史料

美濃国各務郡之内式箇村、山県郡之内四箇村、方県郡之内七箇村、下野国築田郡之内五箇村、足利郡之内式箇村、高老方石目録在別紙事、充行之訖、依代々之例領知之状、如件

安政七年三月五日

（徳川家茂）  
（朱印）

本庄宮内少輔とのへ

② 幕末の系図関係資料

八冊

(イ) 高須藩 〓 松平氏関係

○ 松平氏の子孫は津市在住の松平義明氏である。

○ 海津郡南濃町 行基寺所蔵

① 高須城下町絵図 二幅

② 第一一代藩主松平義比筆「楽哉無一事」などの書 四幅

③ 魁翠園焼 碗・皿 二

○ 第一〇代藩主松平義建が、化政期に江戸下屋敷に築いた御庭焼。

④ 火鉢 二

⑤ 漆塗り御殿膳部 二揃

⑥ その他、香炉・食籠・広蓋・手文庫など

(ウ) 今尾藩 〓 竹腰氏関係

○ 東京都 竹腰正夫（竹腰氏の子孫である）所蔵

① 糸緋威二枚胴朱具足 一領

② 黒塗紺糸威背割試胴具足 一領

(エ) 苗木藩 〓 遠山氏関係

○ 中津川市 遠山賀須子氏（遠山氏の子孫である）所蔵

① 紺糸威五枚胴具足 一領

② 色々威二枚胴具足 一領

その他の藩については、今後の調査に待ちたい。なお、安土・桃山時代に美濃に勢力をもっていた森氏関係資料が、赤穂市内に所蔵されていたことを付記しておく。

〔史料〕

「加納御家騒動覚書」

起請文之事

一此度御重き御慎ニ付、奉押計御意内向ニより被為申候候、御不調法申被差上申度、御為筋申合候ニ付ては、面々存念之程不相隠少も御為之儀ニ候ハ、見聞之品ニよらず、右之連中ニ可申達合候、尤私之宿意を以て役人等之讒言致間鋪候、御為之儀ニ候ハ、親疎之差別有間敷候事

但連中一分之遺根ヲ申立争論かましき儀致間敷候

一連中申合之儀、親子兄弟たりとも同心外一切他言有間敷候、自分働色々列を抜、万端取斗不申諸事合体之上何事も可致事

一御為筋申合不成就たりとも、其内取斗等之儀譲り合恨ミかましき儀有間敷候、万一存念相調不申、いか様之取斗ニ逢候とも、此四人之内老人存命ニ有之候ハ、何ケ度も御為之儀仕差上可申候、毛頭違変之儀有之間敷候事

右之條々於君違狂有之者

橋本 金右衛門

(花押)

関屋喜惣右衛門

(花押)

宝曆三癸酉年

菊地 為八郎

(花押)

伊東武治右衛門祐嗣

(花押)

奉願候口上之覚

一対馬守様近年御身持宜不被成御座候由にて、西之五月十一日(安藤信尹)和泉守様御指図被遊候ニ付、御重キ御慎ニ可被為入之旨、御家老共其外御役人共一同

罷出申上候処、何之被仰分も無御座、直ニ御圍(宝曆三年)ニ被為入、此節迄も至極

御神妙ニ御慎被成御座候段、先以難有御儀奉存候、去年中御慎之儀被為仰置、早々御出立被遊御留守中御慎之儀も、諸事 和泉守様へ被為憚、随分御

遠慮深く被成御座候、右御在園中对馬守様之御様体如何達御聰罷在候儀ニ御座候哉、是又難斗奉存候

一御手前様迄私共存念奉願候趣意は、対馬守様末御年若(安藤)ニ被成御座、其上勝藏様御幼年ニ被成御座候得は、対馬守様御再勤をも被成候様ニ仕度奉願候、去五月十一日以来之御儀ヲ、御重キ御呵ニ被成、猶又急度御異見被

仰進、御家老共へも右之段被仰渡候様ニ仕度奉願候

一和泉守様より被仰進候御慎之儀ニ御座候間、当年之御参府被遊候御時節、乍恐御待請申上候間、此段御手前様迄御願申上候、御機嫌之御程合を以被為達御間被下候様ニ奉願候、將又去年中青柳東右衛門迄は、私共之存念相認差出申候、別左ニ記掛御目候

覚

一殿様近年御身持不宜被為入候由にて、藤堂和泉守様御差図之上、重き御慎之儀被仰上、上ニ至極御承知、諸事御遠慮深く何ニ被仰ても無之、御慎被為入候由奉承知、先以難有奉存候

一右之通御氣儘ニ被為入候迎、只今迄各様何々御諫言も不被仰上候段、何共

難相心得奉存候、誠以御家御大切之事專要ニ被思召候ハ、今様ニ御募り不被遊候、以前各様御了簡も可有御座御儀ニ奉存候、必竟は御末家より御

本家御相続之御事に候得は、弥御募り事六ヶ敷罷成候ハ、追込候までと申御取斗と奉存候、乍推參、君々たらずとも臣ハ臣たる之道にて御座候義、雲

様御本家御相続御養子ニ被為入候以後、御不幸ニ被成御座、当殿様御嫡孫にて御相続之御願ひを以て、御嫡子様ニ御定より被遊候御事ニ候得は、又

一通り之御養子は申すも御座有間敷候、誠に承候得は、御役人様方之御内意も有之、又は殿中向之御取沙汰も不宜被為入候由、猶以是は能き御練言之御

手掛りと奉存候

右之御内意又は殿中向、世上之御取沙汰悪敷被為入候と申御事を、重もニ被

仰上御家之御為專一、次ニ御子様方之御為の儀□敷御諫メ被仰上、品ニヨリ各様御内御身ニも被替、至孝甚忠之道を思召被給被仰上候ハ、よもや御納得無之と申儀は御座有間敷候哉、夫程ニまで被仰上、御納得不被遊候ハ、天命の御尽き被遊候処に被為入候、其上ハ是より□敷御慎之儀被仰上候ても、上下一意之難説をも申上間敷候、尤毎度御書付或ハ御用人中を以、御諫被仰上候儀も、粗取沙汰仕候間、兼て承知仕候、是ハ御平生御職分ニ可有之儀と、乍憚奉存候、仮令ハ乍恐病人ニ致候ハ、未療治も御座候所を、良医・良薬相用、医家等も区々候上ニ候ハ、誠ニ残念も御座有間敷候、其ことく未御療治御残りニ成候、各様兼て御諫メも被仰上候ハ、上にも此節之御苦ミも被遊間敷候、各様ニも此節之御苦ミを、前広ニ被成候ハ、君臣御合体之儀おのつから相整、御家中ニても御尤と可奉存候、只何事も御不運之御有様、難忍悲難奉存候、今更無詮御事ながら、憚をもちへり見す申上候、以上右之通去七月廿七日青柳東右衛門宅<sup>え</sup>橋本金右衛門、菊地為八郎兩人持参仕、東左衛門面談之上相渡候

「宝曆三癸 酉年五月十一日以来

日記書抜

日記書抜

一 五月十一日対馬守様御小書院御手水場へ被為入候節、御家老共御用人共御日付之者罷出、右御手水場より御立掃被成候内、御待合仕、引統徒目付下目付等罷出、御居間御次向勤番之者を遠け、御手道具其外御書物等片付、無程御手水場より御立掃へり被成、御小袖御袴被為召出で、御腰物と被仰候得共、御間ニ合不申、直ニ右御待合セ申候者共罷出、以書付御慎の儀申上候処、何々被仰分も無之、尤之由被仰候て、直ニ其座に被成御座候て、随分御慎被成、御見苦御事ハ無御座候由

右御腰物之儀ハ御家共へ内通の者之御手水場へ御入被成候と、直ニ御小納戸へ取入、其儘御家老共へ、只今御手場へ御入被成候旨、内通申候

由、其節御家中にて風説仕候事

(中略)

加納御家老

小林喜之助

一 右五月九日江戸表参着御慎申上候節、一列にて罷出申候、御用筋相仕廻、其後早々加納表へ出立仕候、御用筋にて御呼下シ被成候所、右御用筋ハ不永御慎之儀申上罷帰候事

加納御用人

望月彦左衛門

一 是も喜之助同様に参着御慎申上候以後、中老格五十石加増にて、御勝手惣掛りニ相成、喜之助同道にて御在所へ罷帰候事

加納大目付

加治武太夫

一 右ハ江戸表様子相伺ひ申候由にて罷なり、無程罷帰り申候事

菊地七郎右衛門

一 六月朔日三拾俵加増、元メ役申付候、此者儀七ヶ年以前まで元メ役相勤候て罷在候所、勤方不宜、惣勘定も相立申さず候哉、御吟味の上百日余急度遠慮被仰出候上にて、御役御免充行之内五十石被召上、御取次役被仰付候、此節又々再勤之事

一 右再役の儀、御家中の者共ハ不及申、他所にても難相心得、取沙汰仕候由

御用人御留主居兼

高橋勘右衛門

一 此者儀御留主居役斗相勤罷在候節ハ、御意に相叶ひたがり、手前長屋などへ御入被成候様ニ申上、夜中御入被成候儀も有之候、其外吉川左京殿留主居へ申込ミ、左京殿根廻之由にて終日御越被成候事も御座候、直に品川遊ひ茶屋へ御供仕候由、其節御家中にて風説仕候、此事ハ世上にも流布仕候様に及承候、其外にも火事場などへ御早乗りなと御すめ申上候て、自分も馬上にて御供仕候由、是又其頃御家中にて取沙汰仕候、且又自分妾の儀ニ付ても、役柄不相応の儀も、御家中上下存知罷在候、併御用人まで被仰付候事

一 此等の儀及承候者共ハ、御家中世上共ニ度々遊所などへ御越被成候様に

も、可奉存哉之事

(中略)

一勝蔵様御弘メ之儀段々及延引、難仕安堵、此上にも違変之儀御座候ては、最

早不得止ム事を、存念相立申より外無之候、併御弘メ之儀と御相違も無御

座候ハ、相待可申候由各申合候、依て橋本金右衛門・広瀬克右衛門宅へ参

上仕、おたつね申候処、御弘メニ御違無之旨漸相極り申候、依て安堵可

仕候、併最初之趣にてハ此挨拶ニハ難及候、其訳ハ安藤丹波守様より仰候

ハ、勝蔵殿と申ても、御幼年の御事に候間、内蔵助に御家督相続致させ申度

候、若又斯々不将にも候て、追込申まてに候間、達て左様に致度候由、勝蔵

殿には順養子に取斗可申旨被仰候、依之各申候ハ、左様之節にハ決て相成申

間敷候、万一左様の筋に取斗ひ申候ハ、御家中上下納得仕間敷候、御実子

の御事に候間、勝蔵様へ是非御相続之儀取斗可申旨申上候へは、丹波守様以

ての外、御不與被成候て、彼是と御六ヶ敷候理屈合被仰候得共、漸く押付申

候由、御家老の内にも老人丹波守様へ致組候仁候得共、名ハ只今難申候、追

て相知可申候之間、先安堵仕可候、扱々危き事にては無之候哉と、物語仕候

事

一七月廿一日勝蔵様御願ひの通り、嫡子様<sup>ニ</sup>に御定り被成候旨、御家中向々へ申

渡御座候事

(中略)

一八月十五日 (中略) 関屋喜惣右衛門存寄書、是又持参、東右衛門<sup>ニ</sup>一覽

為致候、書面左之通り

一当年に至り別て御勝手御指支之根元ハ、御在所において百姓方江戸御庫

屋・大口屋先納金返済有之候由、尤左も可有之儀にて候、併右返済有之上ハ、

去暮より当年の御取統之趣談□相極り候上、返済有之可き事乎、此儀左様

の取メリも無之、両町家は勿論、御領分の出金及当年ニ難渋上ハ罷成候

へ共、百姓共并両町家へ対し、今更申方も無之儀と奉存候、仮令徳右衛

門其品ニ取斗候共、此等之儀ハ御取統御家御大切の第一の儀に御座候、

よしハ徳右衛門に御任せ被指置候迎も、御了簡可有御座御事歟、其上先達

御家中よりも徳右衛門取斗不宜の趣、寄々申立候向も有之候由、及承候得

共御取上無之、却て御同列様の内にハ徳右衛門荷担被成、御不與候御方も

有之候様に承知仕候、年々追日御指支に付差掛候、御差支には御寄合彼是

御評儀有之候節も、其御方ハ大方御病氣と号シ、御出席無之候由、此儀ハ

御同列様方御安く候様ニ御仕掛、おのつから徳右衛門御用と候意味合

出来候様に、御手段<sup>ニ</sup>ても有之哉と奉存候

一徳右衛門より常々中触候ハ、上の御きまり不宜候に付、御勝手御直り候際

も付不申候之儀、不断人々へ致物語候、此段不届至極に奉存候、尤徳右衛

門取斗不宜不将にて、世上噂にも預り、自分も難相立候に付、別て上之御

身持を始め、其外聊かの儀までも申候候事にて、世上致流布候様ニ罷成

候哉と奉存候、今更致出奔候之儀残念ニ奉存候、専る所、上を奉掠物借

金并上納金元利段々相かさミ、御メ申上方も無之訳<sup>(ママ)</sup>よりめ、当時之御礼明

之筋、兼て徳右衛門と被仰合候御方も有之候様に被存候、今更一統の不調

法ハ相隠れ、上御老人之御科ニ斗り相成候段、御老人御不運と乍恐御意

内御痛問敷御儀ニ奉存候、寸志斗ニ如此御座候、以上

右之書面東右衛門より被見之上、尤<sup>ニ</sup>有之候旨挨拶仕候

(中略)

一未ノ年暮より御家中渡り方一切相渡り申さず、酉年春より夏までハ御扶持

米も相渡り不申候故、御家中小身者は別して困窮仕、日々可申様も無之程之

体にて御座候、御徒目付相勤罷在候岡原作吾右衛門と申者、御目付役の者

へ、御家中の体申達シ、且又自分事も九月朔日よりハ御奉公相勤め兼候に

付、少々にても拝借金被仰付下候様ニ相願申候処、御目付役之者御家老共



由、急度伺候上にて、役儀差免シ差扣申候、其外作五右衛門へ差済相願候同役共も、急度申渡候事

此儀御家中にて申立候者、何役相勤候共、三ヶ年の内被下物無之候得ハ、面々及困窮候苦之儀、御家中之儀申立候事ハ、身分の役儀に付候儀、亦夫々に付一分の儀も申立間敷ものにも無之候処、不届に相成、右之通り申渡候儀無体成御政事の取斗様にて御座候段、御家中にて申立候事

一 四月晦日加納表へ御勝手御指支に付、村上弥兵衛<sup>ニ</sup>御書為御持被遣之候、あの方にて江戸表の騒動之儀曾て不存候、此方より飛脚到来後、右之様子共弥兵衛儀へ、兼て存可有之候由、重役相勤候者まで相尋申候由罷帰り、心安き物に物語仕候、右弥兵衛御書為御持被遣候<sup>ニ</sup>付、加納表役人共其外村方百姓まで納得仕、金子千両余相調申候由、右加納表へ御才覚金之候由、話ハ六月中御参勤之御時節に至、御□所にて被蒙仰候節の御入用、且又御家中上下共に少々ツも御救金可被下□□御存念之所、加納表より右之下り金ハ至来仕候得共、御家中にて手当之儀ハ曾て無御座候、然ハ対馬守様最初<sup>(安藤信尹)</sup>之御存念とハ相違仕候て、無御本意御事<sup>ニ</sup>奉存候事

右ハ四月中被仰出候は、御番所被仰蒙候ても、右の手当亦ハ御参勤之御配り等も手当も仕有之候哉と被仰出候処、曾て右之心掛無御座候段申上候、右の御世話被仰出候由及承候事

(中略)

一 八月晦日坂田齋宮加納表へ出立、是は御勝手手向之儀<sup>ニ</sup>付罷越候由、夫より勢州へ罷出、和泉守様<sup>(藤堂高豊)</sup>へ御懐中之儀申上候由、菊地七郎右衛門も致出立候積りに申合候由、東右衛門<sup>(青柳)</sup>・伊左衛門<sup>(近藤)</sup>へ出立之儀不得心候得共、丹波守様<sup>(安藤広延)</sup>御承知之上出立仕候、右出立前左門様にも度々御出被成、御相談も御座候事<sup>(安藤定英)</sup>

此等之儀彼是御家中の風説有之事<sup>ニ</sup>御座候間、日記<sup>ニ</sup>留置候

(中略)

一 当正月朔日借金之由にて、百石以上之者へ金壹兩ツ、其外小給人勤掛之者へ金貳分ツ、尤百石以上之者も勤居申候者<sup>ニ</sup>ハ借シ申候事

一 坂田齋宮従弟之由、栗田口勘兵衛と申浪人、当正月谷御屋敷御長屋へ右之浪人引取致普請等、御家中之者同然<sup>ニ</sup>差置き候、御先代より御家中之者親類なる浪人御長屋へ引取差置候儀、例無御座候、依て御家中にても齋宮次第<sup>ニ</sup>我意<sup>ニ</sup>相成候儀、評判仕候事

一 御奥様附御女閔番相勤候間、閔弥大夫申聞候ハ、勝蔵様御儀御慰メ<sup>ニ</sup>御絵等被成度思召候ても、御紙筆杯も御不自由にて御座候、且又御召物御裾切申候て、御綿も出候を御召被成候、足袋も御指ひの出候を御召被成候、依て御遊被成候にも、御足に掛り候に付、御難儀被成候と弥大夫へ度々御意御座候由、此等之趣恐入候御儀<sup>ニ</sup>奉存候事

(後略)

図版



4 戸田氏西画像



3 戸田氏西画像



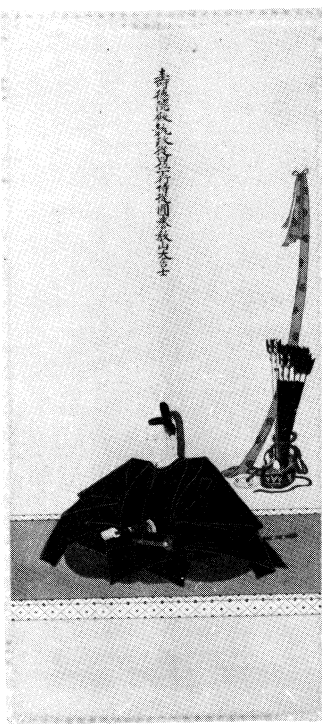
2 戸田氏西画像



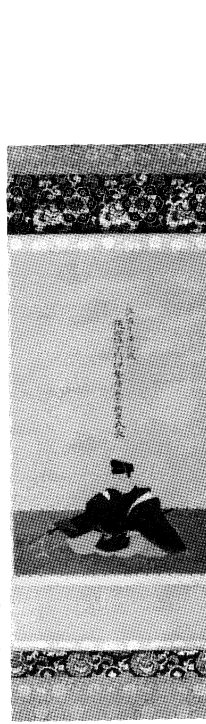
1 戸田一西画像



8 戸田氏庸画像



7 戸田氏教画像

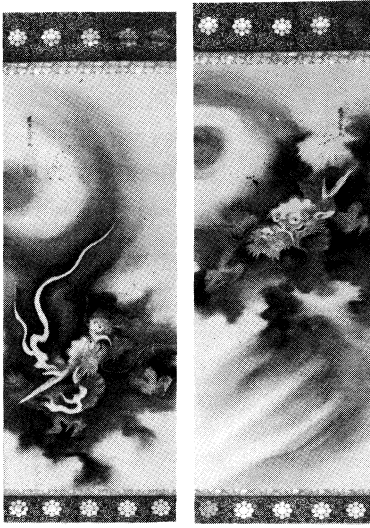


6 戸田氏長画像



5 戸田氏定画像

図版



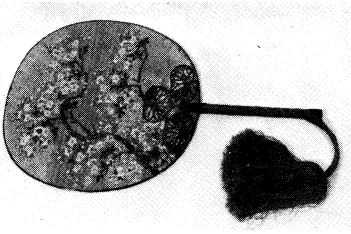
11 戸田氏庸筆龍図



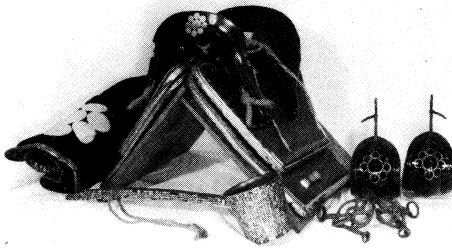
10 戸田氏彬画像



9 戸田氏正画像



12 團扇



13 馬具



14 奥平信昌夫人画像

茂濃國者智略の内武園村喜部白、  
 七公園村山縣郡、内四園村下野園、  
 溪田郡、内六園村里利社、内武園村、  
 言主方石田園、元新、沈依、  
 州之例領知、状如辨、  
 安政七年三月六日、  
 將軍家茂領知朱印状

15 將軍家茂領知朱印状